別記２雇用人材確保支援事業

第１　事業の目的

既存産地の再生や新規産地を形成していく上で、自らが有する出荷体制や販路、技術等を、地域の農業者や農業法人に波及あるいは共有し、地域の中核となって産地化を図ることが可能な経営体“地域をけん引する経営体”の早期の経営確立を図るため必要な地域人材の雇用を支援する。

第２　事業の内容

地域けん引経営体が雇用就農者に対して実施する農業就業又は新たな農業法人の設立による独立就農に必要な技術・経営ノウハウを習得するための実践研修（ＯＪＴ研修）経費を助成する。

第３　事業実施主体

この事業の実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、市町村とする。

第４　事業実施主体の役割

事業実施主体は関係機関、地域けん引経営体と連携し、雇用就農を希望する者の確保を行うとともに、地域けん引経営体での業務習得に向けた助言をしなければならない。

第５　助成対象者の要件等

１　事業実施主体は、以下の要件を満たす事業実施対象者（地域けん引経営体）に対し、予算の範囲内で助成する。

（１）地域けん引経営体

ア　「地域連携・産地づくり計画」策定要領（令和元年９月13日付け農第882号）による認定をうけていること。

イ　農業生産による農畜産物（当該法人が生産した農畜産物を原料とした加工品を含む）の販売収入があること、もしくは経営計画等で販売収入が見込めることを確認できること。

ウ　農畜産物の生産、加工、販売に従事する者を新たに雇用し経営に必要な作物の栽培管理、家畜の指導技術、経営ノウハウ、農産加工技術、販路開拓手法、販売接客能力など農業生産に必要な能力を身につけさせるための研修を行うことができること。

エ　研修生は概ね年間通して雇用すること。

オ　研修生に対して研修指導者を置くこと。

カ　事業終了以降も研修生が携わる業務を継続すること。

キ　研修生に対する給与が最低賃金を下回っていないこと。ただし、研修生が障がい者であり、最低賃金の減額の特例許可を受けている場合を除く。

ク　研修生を労働保険（雇用保険、労働者災害補償保険）に加入させること。

（２）研修生の要件

ア　研修生は事業導入年度に新たに雇用を開始した者であること。

イ　地域けん引経営体への雇用開始時の年齢が原則50歳以上65歳未満であること。

ウ　事業終了後も当該地域けん引経営体での業務に従事する意思がある又は支援終了後１年以内に新たな農業法人を設立して独立する強い意欲があること。

（３）原則として、本事業の内容と重複する国や地方公共団体等による助成を受けていないこと。

２　助成金額及び助成期間は、事業実施対象者が地域けん引経営体雇用実践計画に基づいて雇用開始した場合に県が助成する。県が助成する金額は年間60万円を上限（雇用就農者が支援終了後１年以内に新たな農業法人を設立して独立する強い意欲がある場合は年間120万円を上限）として、就農月から24か月以内で予算の範囲内において助成する。ただし、助成対象となる雇用就農者は、各メニューにつき１経営体あたり年間２名までとする。

　　　助成対象経費は、地域けん引経営体の指導者が研修生に対して、当該経営体での農業就業に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための指導を行うことへの助成及び必要な各種資格取得に向けた講習費、テキスト購入費、受験料への助成などとする。

３　次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、事業実施対象者は助成金の全部を返還しなければならない（ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として事業実施主体が認めた場合はこの限りではない）。

（１）著しく地域けん引経営体雇用計画に即した研修が行われていないと認められる場合。

（２）地域けん引経営体の都合により研修を中止した場合（ただし災害その他やむを得ない事情により研修の継続が不可能になったこと、又は研修生の責めに帰すべき理由による場合を除く）。

（３）支援終了後１年以内に新たな農業法人を設立して独立する強い意欲がある雇用就

農者として年間上限120万円の交付を受けた者が、研修終了後１年以内に、新たな

農業法人を設立しなかった場合。

（４）虚偽の申請等を行った場合。

第６　地域けん引経営体の認定等

１　認定手続き

（１）助成を受けようとする地域けん引経営体は、雇用実践計画（雇確様式第１号）を作成し、地域けん引経営体雇用計画認定申請書（雇確様式第２号）に添付して事業実施主体に提出するものとする。

なお、新たな農業法人の設立のための研修を実施する地域けん引経営体は、あらかじめ、雇用就農者が独立し、法人を設立するまでの全体の計画（以下、新法人設立計画）という。）を提出するものとする（雇確様式第９号）。

（２）事業実施主体は、（１）の認定申請があった場合には、内容について審査し、適当と認めた場合は、雇用実践計画を、新たな農業法人を設立して独立する強い意欲がある場合は雇用実践計画に加えて新法人設立計画を承認し、認定するものとする。

（３）事業実施主体は、認定した地域けん引経営体について認定通知を行うとともに、地域けん引経営体雇用認定報告書（雇確様式第３号）を作成し、隠岐支庁又は各農林水産振興センターを経由して知事に提出するものとする。

（４）（１）の認定を受けた地域けん引経営体が雇用実践計画を変更する場合は、雇用変更実践計画（雇確様式第１号）を、新法人設立計画を変更する場合は新法人設立変更計画（雇確様式第９号）を作成し、地域けん引経営体雇用変更計画認定申請書（雇確様式第２号）に添付して事業実施主体に提出するものとする。

（５）事業実施主体は変更承認申請があった場合は、（２）に準じて審査し、認定を行うものとする。

（６）事業実施主体は、地域けん引経営体雇用実践計画の変更を認定した時には、変更に係る地域けん引経営体雇用認定報告書（雇確様式第３号）を作成し様式第２号を添えて、隠岐支庁又は各農林水産振興センターを経由して知事に提出するものとする。

２　事業計画の承認

（１）認定を受けた地域けん引経営体は、事業実施計画承認申請書（雇確様式第４号）を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

（２）事業実施主体は、認定を受けた地域けん引経営体から事業実施計画承認申請書の提出があったときには、内容について審査し、適当と認めた場合は、事業実施計画を承認し、審査の結果を地域けん引経営体へ通知するとともに、交付要綱第３条に基づき、様式第１号、事業実施計画承認申請書（雇確様式第５号）を作成し、隠岐支庁又は各農林水産振興センターを経由して知事に提出するものとする。

３　事業計画の変更承認

（１）認定を受けた地域けん引経営体は、事業費の増額又は20パーセントを超える減額を伴う事業計画の変更を行おうとする場合には、様式第２号、事業実施計画変更承認申請書（雇確様式第６号）を作成し事業実施主体に提出するものとする。

（２）事業実施主体は、（１）の変更承認申請があった場合には、内容について審査し、適当と認めた場合は、事業実施計画の変更を承認し、審査の結果を地域けん引経営体へ通知するとともに、事業実施計画変更承認申請書（雇確様式第７号）を作成し、隠岐支庁又は各農林水産振興センターを経由して知事に提出するものとする。

第７　事業実績等の報告

１　事業実施対象者（地域けん引経営体）は、事業実績報告書（雇確様式第８号）を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

２　事業実施主体は、事業の実績報告を行う場合は、様式第６号に事業実績報告書（雇確様式第８号）を添えて隠岐支庁又は各農林水産振興センターを経由して知事に提出するものとする。

３　支援終了後１年以内に新たな農業法人を設立して独立する強い意欲がある雇用就農者として年間上限120万円の交付を受けた者は、新法人設立後、次に定める手順に応じて新法人設立の報告を行うものとする。

（１）助成対象者は、法人設立後１年以内に新法人設立報告書（雇確様式第10号）を作成し、登記事項証明書を添付して事業実施主体に提出するものとする。

（２）事業実施主体は、第７の３の（２）により助成対象者から提出のあった新法人設立報告書（雇確様式第10号）及び登記事項証明書の写しを、隠岐支庁又は各農林水産振興センターを経由して知事に提出するものとする。

第８　事業の実施期間

令和５年度から２年間とする。

第９　経営状況等の報告

１　事業実施主体は、認定された地域けん引経営体が、第５の３に該当した場合は、直ちにその旨を知事に届け出なければならない（ただし書の場合を除く。）。

２　１に該当する場合、事業実施主体は認定された地域けん引経営体に助成金の返還を求めるとともに、認定された地域けん引経営体が返還を要する助成金のうち知事が事業実施主体に交付した金額の全てを知事に返還しなければならない。

３　知事は、必要に応じて、認定された地域けん引経営体の経営状況等について事業実施主体に報告を求めることができるものとする。

第10　補助対象経費等

　　補助対象経費、補助率は別表のとおりとする。

第11　証拠書類の保管

１　地域けん引経営体及び事業実施主体は、事業実施計画、事業実績報告書等の補助金の交付に関する証拠書類及び経理書類について、事業完了年度の翌年度から起算して５年間保存しておくものとする。

雇確様式第１号

地域けん引経営体雇用実践計画※１

１　 所属する地域けん引経営体の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 組織名称 |  | |
| 所在地 |  | |
| 経営品目  （作付面積） | | 例）水稲（20ha）、新規に白ネギ予定（30a） |

経営状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 収　入 | 金　額 | 支　出 | 金　額 |
| 農業収入 |  | 売上原価 |  |
| （農産物、加工販売、作業受託等） |  | 販売・一般管理費 |  |
| 営業外収入 |  | 営業外費用 |  |
| （補助金、交付金、利息等） |  | 従事分量配当 |  |

雇用保険

|  |  |
| --- | --- |
| 労災保険 | Ａ　加入済み　　Ｂ　申請中（申請予定を含む）　　Ｃ　加入しない |
| 雇用保険 | Ａ　加入済み　　Ｂ　申請中（申請予定を含む）　　Ｃ　加入しない |
| 厚生年金保険 | Ａ　加入済み　　Ｂ　申請中（申請予定を含む）　　Ｃ　加入しない |
| 健康保険 | Ａ　加入済み　　Ｂ　申請中（申請予定を含む）　　Ｃ　加入しない |

研修指導者

|  |  |
| --- | --- |
| 役職： | 氏名： |
| 法人での主な業務： | 法人従事年数： |

２　研修生の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 市町村名 |  |
| ふりがな | 性別  男・女 | 生年月日  　　　年　　月　　日　（満　　歳） | | |
| 氏　名 |
| ふりがな | | | | |
| 現住所　（〒　　　　） | | | | |
| 略　歴 | | | | |

※１：変更するときは「変更実践計画」とする。変更部分は二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

雇確様式第１号（別添）

研 修 実 施 計 画

１　研修内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年月 | 研修時間 | 内　　　　　　容 |
| 年　　月 |  |  |
| 月 |  |  |
| 月 |  |  |
| 月 |  |  |
| 月 |  |  |
| 月 |  |  |
| 月 |  |  |
| 月 |  |  |
| 月 |  |  |
| 月 |  |  |
| 月 |  |  |
| 月 |  |  |
| 研修時間  合計 |  |  |

２　習得する技術

・

・

|  |
| --- |
| 上記のとおり研修を実施します。  　　　　　　　　　　　　令和 　年 　月 　日    （研修先名称）  （住所）  （電話番号） |

雇確様式第２号

年　　月　　日

　○○市町村長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

令和　　年度地域をけん引する経営体確保対策事業　地域けん引経営体雇用計画認定申請書

※

（雇用人材確保支援）

　このことについて、地域をけん引する経営体確保対策事業費補助金交付要綱別記２第６の１の（１）に基づき下記により提出します。

※1

記

１　地域けん引経営体雇用実践計画（雇確様式第１号）

２　変更の理由※1

※　変更の場合は、「変更計画」及び「（４）」とし、「２　変更の理由」を

記載する。

３　添付書類

・労働保険の加入を証する書類の写し

　・（法人設立意欲の強い雇用就農者の場合）新法人設立計画（雇確様式第９号）

雇確様式第３号

番　　　　　号

年　　月　　日

　島根県知事　　様

市町村長

令和　　年度地域をけん引する経営体確保対策事業　地域けん引経営体雇用認定報告書

（雇用人材確保支援）

　このことについて、地域をけん引する経営体確保対策事業費補助金交付要綱別記２第６の１の（３）の規定に基づき報告します。

※１

記

１　認定者

　　　氏　名

２　添付書類

（１）地域けん引経営体雇用実践計画（雇確様式第１号）の写し※１

（２）地域けん引経営体雇用計画認定申請書（雇確様式第２号）の写し※１

（３）（法人設立意欲の強い雇用就農者の場合）新法人設立計画（雇確様式第９号）

※１

※１　変更の場合は、下線部を「（６）」とし、２添付書類は、（１）「地域けん引経営体雇用実践変更計画」、（２）「地域けん引経営体雇用変更計画認定申請書」及び（法人設立意欲の強い雇用就農者の場合）（３）「新法人設立変更計画」の写しを添付する。

雇確様式第４号

年　　月　　日

　○○市町村長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

令和　　年度地域をけん引する経営体確保対策事業実施計画承認申請書

（雇用人材確保支援）

　このことについて地域をけん引する経営体確保対策事業費補助金交付要綱別記２第６の２の（１）の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

１　事業実施計画内訳書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施期間 | 事業費  （円） | うち補助金  （円） |
| 年　月～　　年　月 |
| 申請年度対象期間 |  |  |
| 年　月～　　年　月 |

２　添付書類

・地域けん引経営体雇用実践計画書（雇確様式第１号）

・誓約書（雇確様式第４号（別添））

・研修生の雇用を開始した日時が記載してある雇用契約書の写し（様式自由）

・（法人設立意欲の強い雇用就農者の場合）新法人設立計画（雇確様式第９号）

雇確様式第４号（別添）

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　住　所：

　　　　　　　　[申請者]

　　　　　　　　　　　　　　　　法人名：

誓　　約　　書

私は、地域をけん引する経営体確保対策事業費補助金交付要綱別記２の規定を遵守し、地域けん引経営体による雇用を実践することを誓約します。

なお、実施要綱の規定により、当該補助金を返還することについて異議はありません。その際には、既に助成を受けた補助金を返還することを（※保証人の署名添えて）誓約します。

※

保証人　　住所

　　　　　氏名

保証人　　住所

　　　　　氏名

（保証人氏名は自署すること。）

※保証人を立てる場合は記載する。

雇確様式第５号

番　　　　　号

年　　月　　日

　島根県知事　　様

市町村長

令和　　年度地域をけん引する経営体確保対策事業実施計画承認申請書

（雇用人材確保支援）

　このことについて、地域をけん引する経営体確保対策事業費補助金交付要綱別記２第６の２の（２）の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

１事業実施計画内訳書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業実施対象者名 | 実施期間 | 事業費  （円） | うち補助金  （円） |
| 年　月～　年　月 |
|  | 申請年度対象期間 |  |  |
| 年　月～　年　月 |

２　添付書類

・認定された地域けん引経営体からの承認申請書（様式第４号）の写し

雇確様式第６号

年　　月　　日

　○○市町村長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

令和　　年度地域をけん引する経営体確保対策事業実施計画変更承認申請書

（雇用人材確保支援）

　令和　年　月　日付け　第　号で承認通知のあった地域けん引経営体雇用実践計画について、下記のとおり事業を変更したいので、地域けん引経営体確保対策事業費補助金交付要綱別記２第６の３の（１）の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

１事業実施計画内訳書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施期間 | 事業費  （円） | うち補助金  （円） |
| 年　月～　　年　月 |
| 申請年度対象期間 |  |  |
| 年　月～　　年　月 |

※変更前を比較できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

２　添付書類

・地域けん引経営体雇用変更実践計画（雇確様式第１号）

・（法人設立意欲の強い雇用就農者の場合）新法人設立計画（雇確様式第９号）雇確様式第７号

番　　　　　号

年　　月　　日

　島根県知事　　様

市町村長

令和　　年度地域をけん引する経営体確保対策事業実施計画変更承認申請書

（雇用人材確保支援）

　令和　年　月　日付け　第　号で承認通知のあった地域けん引経営体雇用実践計画について、下記のとおり事業を変更したいので、地域けん引経営体確保対策事業費補助金交付要綱別記２第６の３の（３）の規定に基づき申請します。

記

１事業計画内訳書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業実施対象者名 | 実施期間 | 事業費  （円） | うち補助金  （円） |
| 年　月～　年　月 |
|  | 申請年度対象期間 |  |  |
| 年　月～　年　月 |

※変更前を比較できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

２　添付書類

・認定された地域けん引経営体からの変更承認申請書（雇確様式第６号）の写し

雇確様式第８号

年　　月　　日

　○○市町村長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

令和　年度地域をけん引する経営体確保対策事業実績報告書

（雇用人材確保支援）

　このことについて、地域をけん引する経営体確保対策事業費補助金交付要綱別記２第７の（１）の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

１事業実績報告内訳書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施期間 | 事業費  （円） | うち補助金  （円） |
| 年　月～　　年　月 |
| 申請年度対象期間 |  |  |
| 年　月～　　年　月 |

２　添付資料

・（別添）作業内容報告書または事業実施対象者で作成した作業日、作業時間、内容がわかるもの

雇確様式第８号（別添）

研修内容報告書

１　研修内容※１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年月 | 研修時間 | 内　　　　　　容 |
| 年　　月　　日 |  |  |
| 日 |  |  |
| 日 |  |  |
| 日 |  |  |
| 日 |  |  |
| 日 |  |  |
| 日 |  |  |
| 日 |  |  |
| 日 |  |  |
| 日 |  |  |
| 日 |  |  |
| 日 |  |  |
| 研修日数  合計 |  |  |

２　研修時間の合計と助成金額※２

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 研修期間 | 研修時間  (a) | 研修単価  (b) | 合計金額  (a)×(b) |
| 月分 | 時間　　分 | 円/時 | 円 |

※１　認定された地域けん引経営体で使用する作業日報等可（作業日、作業時間、作業内容がわかるもの）。

※２　研修時間の合計は３０分単位とする。

雇確様式第９号

新法人設立計画※１

1. 新法人を設立しての独立を志した経緯
2. 新法人設立に関する計画

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 就農希望地 |  | 法人設立予定時期 | | 年　　　月 |
| （独立に向けての研修の場合のみ記入）雇用元との関係 | □雇用元と（出資など）資本関係あり  （内容：　　　　　　　　　　　　　　）  □雇用元と（共同出荷、技術的支援、施設の共同利用など）協力関係あり  （内容：　　　　　　　　　　　　　　）  □雇用元と関係はない | | | |
| 経営内容  （作物等別の面積・飼養頭数等） | 作目等 | | 規模（面積・飼養頭数等） | |
|  | |  | |
|  | |  | |
|  | |  | |
|  | |  | |
| 法人設立５年後の所得目標 | 全体 万円 （うち農業関連　　　　　　万円） | | | |

３　新法人設立後の経営ビジョン（生産方法、販売方法、経営の特徴など）

４　新法人を設立しての独立に係る生産基盤、農地、施設、機械、販路等の確保の具体的計画

|  |  |
| --- | --- |
|  | 今後の計画 |
| 生産基盤（農地等）の確保計画 | ※具体的な時期及び詳細内容を記載すること。順次、確保する場合は、その時期を全て記載する。生産基盤の確保に要する経費も記載すること。 |
| 施設、機械等の導入計画 | ※具体的な時期及び詳細内容を記載すること。順次、確保する場合は、その時期を全て記載する。施設や機械等の導入に要する経費も記載すること。 |
| 資金の計画 | ※具体的な時期及び詳細内容を記載すること。順次、用意する場合は、その時期を全て記載する。  自己資金：　　　　　　　万円 |
|  | 借入資金：　　　　　　　万円 |
|  | （主な借入先  ：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 販路の計画 | ※具体的な時期及び詳細内容を記載すること。順次、確保する場合は、その時期を全て記載する。 |
| その他  （取得する資格、労働力の確保計画など） |  |

※１：変更するときは「新法人設立変更計画」とする。

雇確様式第10号

年　　月　　日

○○市町村長　様

住所

法人名

代表者名

令和　　年度地域をけん引する経営体確保対策事業　新法人設立報告書

（雇用人材確保支援）

このことについて、地域をけん引する経営体確保対策事業費補助金交付要綱別

記２第７の３の（２）に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　法人名

２　法人設立登記年月日

（注）登記事項証明書を添付してください。